

言語にとって科挙とはなにか

平田 昌司

京都大学大学院文学研究科 教授

はじめに

科挙について語るとき、儒学經典の知識、唐宋期に重視された韻文（村上哲見『科挙の話』、講談社学術文庫）や明清期に巨大な存在であった八股文（大木康『不平の中国文学史』、筑摩書房、1996年）などの出題内容について、あるいはこれらの文体が文学史に与えた影響に関しては、これまでも少なからぬ解説が公にされてきた。しかし、科挙が漢民族の言語とどのように関連をもったかを意識的にとりあげた著作は、このたび『科挙文化史』として集成されたベンジャミン・エルマン氏の一連の論考以前にはきわめて少なかったと言っていい。

この書物は、科挙受験を通じてエリートの再生産をおこなうため必要な正統的言語能力として、明清代に定着していた漢民族共通の話しことば「官話（Mandarin）」、試験答案を作成するための古典語作文能力のふたつを挙げ、言語の習得過程・能力評価基準についてかなり詳しい記述をおこなっている。過去の科挙研究で、こうした点に全く注意が向けられてこなかったわけではない。ただ、言語的問題の重要性を認め、出題される文体の交替がどのような文化的背景のもとに行われ、そうした交替がいかなる結果をもたらしたかを追跡しようとする点において、さらに科挙受験を目的とする言語教育が漢民族の正統的書記言語の形成に影響した事実を示唆する点において、エルマン氏は従来の科挙研究者とはっきり異なっている。これは、正統的な言語を話す／書く能力が、教育に費やされる多くの時間と富を背景として獲得される「文化的資本」にほかならないことを指摘したピエール・ブルデューをうけたものである（稲賀繁美訳『話すということ 言語的交換のエコノミー』、藤原書店、1993年、など）。以下、言語文化史にとって、科挙と言語の関係をめぐるエルマン氏の見解がどのような問題を提示しうるか、いくつかの例をとりあげて論じることとしたい。

1. 「官話」は科挙受験に必須であったか

中国語の文法は、語の排列順序・語と語の共起制限（峰岸真琴氏「類型論から見た文法理論」、『言語研究』117、2000年、を参照）によって決定される類型に属する。したがって、古典中国語を書く能力を獲得するには、多くの古典的作品の原文を暗誦することを通じて、語順、語の結合関係を覚えねばならない。周知のとおり、近代以前の中国は多方言社会であった。古典の暗誦に用いられる漢字音体系はどのようなものでなければならなかったのか。エルマン氏は、現在の北方方言の祖型としての「官話」こそが正統の話しことばであり（373ページ）、科挙の一段階として県学・府学の入学資格を得るためには「官話」によって漢字を読む能力をそなえていなければならなかったと考える。「官話」の意義を重視するエルマン氏の評価は、1990年代に入ってから、科挙研究者にかなりの影響を与えていると認められる。

「官話」という名称が定着したのがいずれの時代であったかはおいて、現代中国語北方方言の祖型が、「後期帝政」以前、すでに正統の言語という地位をしめ始めていたことは確かである。たとえば周徳清（1277～1365）『中原音韻』によれば、「中原之音」と呼ばれる黄河中流域平原一帯の音韻体系は、元代の「国語（モンゴル語）」との対訳にあたって基準となる音韻体系としての地位を確立し、相当広い範囲で学習が始まっていた。しかし、文字を覚え、古典を学習するとき用いられる音韻体系は、明清を経て1930年代に至るまで主に各地の方言のそれであったと思われる。非北方方言を話す南方区域の出身者は、たとえ「官話」を話せても、識字・読書には方言漢字音を用いるのを常としていた（Yuen Ren Chao, “My Linguistic Autobiography,” 1976.）。また、元代から清代に至るまで、修養法や科挙受験勉強の心得を説いた教訓書あるいは家族・友人あての手紙に、「官話」学習の必要性を説いたものは見出せない（武内義雄訳「曾文正公家訓 兗州への手紙」、『武内義雄全集』第6巻、1978年。例外となるのは、非漢族出身者を対象とした場合であって、「官話」の教育＝漢化の一要件、とみなされる例が多い）。このように、各地域の方言で古典語教育が行われたのは、共通の音韻規範を全国均質に普及させることが現実的に困難なことを主要な理由としたであろうが、各地域ごとの地縁・血縁集団がもつ受験予備教育システム（家塾）の独自性・排他性を保証するという副次的効果も無視できなかったのではないであろうか。たとえば、ある地域の文化的水準が高く、出身

者には科挙上位合格者が多く含まれると仮定しよう。宮崎市定氏が指摘したように、科挙は「教育も受験の費用もすべて受験者に受けもたせて、政府はただ試験事務をすればよかった」という面をもつ。受験教育が地域の血縁集団を母体として方言で行われるならば、結果的に他方言を話す者は当該集団の教育から排除され、地域権益も守りつづけられるはずである(前記『経学・政治・血縁』の平田書評を参照)。

もちろん、「官話」は、地方官僚あるいは地域を超えて活動する商人にとって必要な技術という面ももっていた。しかし、それは科挙に合格し、任官することができた後のことである(平田「目の文学革命・耳の文学革命」、『中国文学報』第58冊、1999年;平田「しゃべる女・叱る男」、『興膳教授退官記念中国文学論集』、2000年)。また、清朝の支配階層であった満洲人たちは、漢民族・西南各民族のすべてが「官話」を話せるようになることが望ましいと考えていた。当初、非母語として中国語を学ぶ満洲人から見れば全国で標準中国語が話されていることが国家支配上便利であるし、その標準は満洲人の耳に慣れた北方「官話」であるべきだった。しかし、雍正六年(1728年)、広東・福建人が今後8年以内に「官話」を習得しない場合は科挙受験資格を停止すると命じたにもかかわらず、当該地域の人びとはきわめて消極的な対応しか見せず、乾隆年間に至って実質的に指示は撤回されていく。この文化的背景には、清代における南方人の反満洲感情をも考えねばならないであろうけれども、「官話」に正統音声言語の権威性が存在していたならばかかる事態には至らなかったであろう(平田「清代鴻臚寺正音考」、『中国語文』2000年第6期;平田「制度化される清代官話」、近刊)。「官話」が文字を読むための音声言語としての資格を確立するのは、20世紀に入って中国が近代国民語の概念を受容し、言語的に均質な統一体を作ろうという試みにとりくんで以降のことだと考えられる。

2. 書きことばから話しことばへ

以上述べたとおり、明清代において、「官話」による漢字音は、読書・教育のための必須知識とされていない。それでは、正統の話しことばの形成にあたり、書きことばのみを扱う科挙受験教育は全く寄与するところがなかったのか。おそらくそうではないであろう。強調されるべきなのは、エルマン氏のいう writing elite の形成、そうした階層への参加(276ページ)が、同時に話しことばの言語資本を獲得するという意義を

あわせもっていた可能性である。科挙受験者は、儒学の経典など定められた古典のテキスト(267ページ以下)を学習し暗記するのみならず、古典語で書かれた模範答案文を大量に覚えこむ。試験場においては、その時代に流行している文体で答案を作り、国家が示した規範にのっとり漢字の一点一画を書く。したがって、教育を受ける機会のあった階層によって、均質の古典語語彙・構文が広く共有されることとなった。こうして共有された古典語の書きことばは、もちろん方言で発音される。ただし、ベルンハルト・カールグレンが方言漢字音を用いて中古中国語を再建できたことからわかるように、大部分の方言漢字音は相互に音韻対応規則が存在するようになっており、平易な文章語の表現を多用して会話することで、読書人どうし意思疎通は相対的に容易になる。この種のことばは、語り物・演劇などの非文字メディアを通じて、各地に拡散していった。それゆえ writing elite の成立は、正統とみなされる話しことばの形成・定着にあたって無視できない役割をはたしたと考えられる。

3. 明清代の科挙における詩の廃興

科挙の出題科目がたびたび変更されたことは、『科挙文化史』附録4に示されているとおりであるが、エルマン氏は、その中で清の乾隆二十二年(1757年)、科挙の試験科目として詩が約370年ぶりに復活されたことに注意を向けている。詩は、明の洪武三年(1370年)に科挙の出題内容から完全に除外され(37ページ)、清も当初はその規定を沿用した。この結果、明代から清代中期に至るまで、詩は私空間において繁栄する文学ジャンルとなったことをエルマン氏は言う(37~38ページ)。これは的確な指摘であって、明代の詩が「簡易率直」「純粋な抒情詩」へ向かおうとしたのは(吉川幸次郎『元明詩概説』、1963年)、公の規律から解放されつづけていたことを一要因とするに違いない。呉敬梓(1701~1754)が科挙と読書人の関係を風刺的に描いた『儒林外史』、曹雪芹(1715~1763頃)『紅樓夢』などの小説で、科挙合格のために詩は無用だとの態度を示す登場人物が現れるのも、このためだと言っている。

ところが、乾隆二十二年に科挙進士科の出題に詩を復活することが決定され、翌二十三年(1758年)から実際に出題が始まり、そのまま清代末期の1901年まで詩の出題は140年間なくなることがなかった(商衍鎤『清代科挙考試述録』、1958年、第7章第6~7節)。詩は、官僚資格を認証するために必須の知識・技能だ

とは考えにくい。では、わざわざ科挙進士科の詩を復活したのはなぜなのか、というのは当然うかぶ疑問である。これについて、(1) 清朝は、科挙において詩を重視した金(1115~1234)の後継者をもって自任していたこと(546ページ)、(2) 乾隆年間に隆盛を迎えた考証学が古代音韻研究を重視したことと律詩韻律規則との間には関連性がある(561ページ)、(3) 受験者の増加に対応するため科挙の難度を高める必要があり、乾隆年間から作詩や『五経』全てにわたる知識を要求するようになった(620ページ)、(4) 形式を重視する律詩の答えは、採点者にとって合否評価が容易である(620ページ)、といった理由をエルマン氏は提示している。

これらの理由づけは、ある程度正確なものであるかも知れない。しかし、乾隆二十二年の改革に関しては、なお考慮の余地があるように思われる。「学問詩文等につき、中々の天狗なるが、所謂殿様芸にて、上手にあらず」(狩野直喜)と評される乾隆帝は、周囲からひたすらに賛美の声を浴びせられながら大量の詩文を作り続け、乾隆二十二年ごろまでに『御製詩初集』四十四巻(乾隆元年から十二年までの詩4150首余り)、『御製詩二集』九十四巻(乾隆十三年から二十四年までの詩8470首余り)を著し、さらに乾隆十五年(1750年)には御定『唐宋詩醇』を完成させた。満洲人の皇帝が、最終的に30000首を超える作品を誇る中国史上最多産の詩人であり、李白・杜甫・白居易・韓愈・蘇軾・陸游の詩から規範となるべきものを選び定め、科挙における詩の出題を復活する。一連の行為のイデオロギー的側面を考えてみると、さまざまな解釈が可能になってくる。また、科挙に詩を加えることは文学を重視する態度だとも言えるが、視角を変えてみれば詩歌を統制するための仕掛けを作ったということもできるのでなかろうか。

エルマン氏がふれるように、乾隆二十二年の改革の存在およびその意義について、これまでの清代詩概説は必ずしも言及してこなかった(546ページ注77)。もちろん、文才の優れた者などを登用する目的でおこなわれた制科(博学鴻詞科など)の試験ではずっと詩が出題されていたし、康熙十七年(1678年)に王士禛が詩の技量を評価されて翰林院侍読へと抜擢されといった例もあって、乾隆二十二年に詩歌の文化資本としての位置づけがすっかり変ってしまったというわけではない。しかし、試験制度の変更が、清代詩・詩論の著述と出版に大きく影響したことは確かであると思われる。今後、その影響の規模と範囲とを検証してみねばならない。沈徳潜が詩の権威者となった背景に乾隆二

十二年の科挙改革があったと推定されること(550ページ)、乾隆二十四年に陝西省で行われた郷試の「策」(論文)試験で歴代王朝(唐金元明)詩史に対する評価をたずねていることの指摘(551~552ページ)なども興味深い。

おわりに

中国における言語規範は、制度と切り離せないかたちで生み出され、維持され、改革されてきた。それら諸制度の中で、最も長い期間にわたって存続し、機能を発揮してきたのが、科挙である。本稿では、明清科挙と言語文化史の相関性をめぐり、『科挙文化史』の扱う「官話」、writing eliteの形成と話しことば、詩および詩学、の3点をとりあげて論評を試みた。これ以外に、清代の「策」の古代言語研究をめぐる出題から、文字学・音韻学文献の出版・流通・読書を支えた要因をうかがうことができるなど、エルマン氏の博搜により初めて知られるようになった事実は数多い。研究の完了態をきれいに整理して見せるのではなく、科挙を手がかりとした複合的研究によって開拓しうる領域の広さを教える、その点にこそ本書の有効性はあるように感じられる。

コメント3

科挙の廃止と近代中国社会

高嶋 航

京都大学人文科学研究所 助手

1

科挙 我々にとってはもはや新鮮な響きのないテーマである。エルマン氏の最新作はこの科挙の問題をあらためて取り上げたもので、従来の科挙に対する認識を大いに変えるものである。著者は序文で、科挙を単に文化的・教育的制度としてみるのではなく、政治的、社会的な諸制度と密接に絡みあいながら帝国の支配を支えるものとしてみていこうという姿勢を強調する。中央政府は科挙を通して地方のエリートを統制